解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

福島県福島市泉字清水田三〇番地の三

特定非営利活動法人ＦＭチャンネルイン福島

清算人　髙橋　城

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月三日埼玉県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

埼玉県川越市大字中福五六〇番地

清算法人中福東土地改良区

代表清算人　井上　義孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

東京都新宿区高田馬場三丁目一六番地一八号村井ビル三―Ｂ

特定非営利活動法人アイエスエイジェイ

清算人　杉本　雅明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

静岡県静岡市清水区堂林二丁目八番一六号

特定非営利活動法人ＶＩＤＥＳ静岡

代表清算人　小島美恵子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

鳥取県境港市花町一番地六

特定非営利活動法人鳥取県わかば断酒会

清算人　黒見　久司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

鳥取県倉吉市八幡町三三〇四番地八

特定非営利活動法人鳥取県中部断酒新生会

清算人　藤井　晃博

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年七月二十二日久留米市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

福岡県久留米市上津一丁目二六番一三号

久留米市上津二丁目土地区画整理組合

代表清算人　髙柳　智

配当公告

名古屋市千種区今池五丁目一一番一八号

破産者　株式会社エフワン

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十八年（フ）第四五〇一号破産事件の第二回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、七三六、四九〇、〇九二円

一、配当することのできる金額

金一四九、四五九、六〇四円

平成二十一年八月二十一日

名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル二Ｂ

破産管財人　池田　伸之

配当公告

熊本市島崎一丁目一一番五八号

破産者　田代　文夫

右の者に対する熊本地方裁判所平成十六年（フ）第一三五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇二、二六六、八八二円

一、配当することのできる金額

金八三三、五四五円

平成二十一年八月二十一日

熊本市花畑町一番七号ＭＹ熊本ビル八階

破産管財人　三藤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡玉山村大字藪川字町村二五番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　沼下三次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号

相続財産管理人　石川　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大曲西根字小館一〇七番地最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙川　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番一

相続財産管理人　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿一丁目三五三番地、最後の住所山形県西置賜郡飯豊町大字椿三五九七番地六　コーポラスフェアリー一一二号

被相続人　亡　村井　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

山形県長井市館町北六番一六号

相続財産管理人　渡部　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県磐前郡小名濱村下町三三番地、最後の住所（土地台帳の住所）福島県磐城市諏訪町字迎五九番地、（いわき市役所固定資産課税台帳の住所）福島県いわき市小名浜諏訪町一五番地の一　被相続人　亡　小磯　寅松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

福島県いわき市平北白土字宮前七一番地の七

相続財産管理人　大和田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市南向台三丁目一〇番地の六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永福　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

福島県福島市花園町一番三〇号一階

相続財産管理人　弁護士　佐々木廣充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市加世田津貫一四四九五番地、最後の住所神奈川県相模原市東淵野辺四丁目二二番二一―四〇二号

被相続人　亡　成田テルエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十一日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　池田　直樹